

# 「特別養護老人ホームさるふつやすらぎ苑」

## 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。要介護1・2と認定された方でも特例入所の条件を満たせば入所の対象となります。

### ◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	9
7. 身元引受人	11
8. 連帯保証人	11
9. 第三者評価の実施状況	12
10. 苦情の受付について	12

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人猿払福社会
- (2) 法人所在地 北海道宗谷郡猿払村鬼志別北町70番地
- (3) 電話番号 01635-3-4046
- (4) 代表者氏名 理事長 木村 幸 榮
- (5) 設立年月 平成2年11月22日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定

- (2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホームさるふつやすらぎ苑
- (4) 施設の所在地 北海道宗谷郡猿払村鬼志別北町70番地
- (5) 電話番号 01635-3-4046
- (6) 施設長氏名 広瀬 祐二(管理者)
- (7) 当施設の運営方針

介護保険が導入され、社会福祉施設としてあらゆる面で意識の転換が必要となってくる中で、施設福祉の担い手として、在宅福祉、老人保健、医療との連携を図り、総合的なサービス提供を求め、永年社会に貢献されてきた先人の方々に安心して過ごすことができるよう、福祉社会づくりの中心的役割を果たすため一層の研鑽に努めていきます。

又、社会福祉法人の定款、諸規定を帯し常にご契約者のニーズ、状態を把握し、それに応えるべく各部署との連携を密にし、サービスの向上を第一に施設の運営に努めます。

- (8) 開設年月 平成3年4月1日
- (9) 入所定員 30人

### 3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として2人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室の決定方法は、各職種(施設長・相談員・看護師・介護職員・嘱託医)によって協議し、吸引器・在宅酸素等の機器を使用する方や精神的な安定を考慮した場合に個室が相当と考えられる方を個室とします。又、入居されている間に状況の変化がみられた場合には個室より2人部屋に居室替えをすることもございます。

居室設備の種類	室数	備 考
個室(1人部屋)	4	洗面所・タンス・テレビ・加湿器
2人部屋	13	洗面所・タンス・テレビ・加湿器
合 計	17	
静 養 室	1	看護室に隣接
医 務 室	2	医療法に基づく診療所
浴 室	2	車椅子・ストレッチャー浴室、一般浴室
便 所	2	男女各2カ所
食 堂	1	
機能訓練室	1	平行棒等
廊 下 幅		1.8メートル以上

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、居室の利用料(居住費)を除き、ご契約者に特別なご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更:ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

## 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準	備 考
1. 施設長(管理者)	1名	1名	
2. 生活相談員	1名	1名	
3. 介護職員	12名	10名	
4. 看護婦	2名	1名	
5. 栄養士	1名	1名	
6. 機能訓練指導員	1名	1名	看護婦兼務
7. 介護支援専門員	1名	1名	相談員兼務
8. 医師	1名	必要数	非常勤

※常勤換算:職員それぞれの週当たりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の勤務時間数(40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、  
1名(5時間×8名÷40時間=1名)となります。

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	備 考
1. 医師	毎週水曜日 14:00~15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 6:00~ 9:00 2名 日中: 9:00~18:00 3名 夜間:18:00~ 6:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝: 6:00~ 9:00 0名 日中: 9:00~18:00 1名
4. 機能訓練指導員	日中: 9:00~18:00

☆土曜日・日曜日・祝祭日は上記と異なる場合があります。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。  
当施設が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

### (1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

#### 1. 基本となるサービス

##### ①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

※ただし、調理に要する費用及び食材料費は介護給付の対象外となります。

※栄養士又は管理栄養士配置に対する加算が算定されます。

(食事時間)

朝食:7:30～9:00 昼食:12:00～13:30 夕食:17:00～19:00

##### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

- ・排せつの自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

##### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容(モーニングケア・口腔ケア等)が行われるよう援助します。

## 2. ご利用者の個々の状況により行うサービス(加算対象サービス)

### ①新規・一定期間後の再利用に伴うサービス

- ・ご利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所された場合に、速やかに適切なサービスを提供。(介護給付による加算が30日間算定されます。)

### ②入院・外泊時に伴うサービス

- ・ご利用者が入院及び外泊された場合、最長6日(月をまたぐ場合は最長12日)の間、居室を確保します。(上記期間に限り介護給付による加算が算定されます。)

※この期間を越える場合は、契約書第20条をご参照下さい。

### ③経管により食事を摂取するご利用者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理が必要な場合に適切なサービスを提供します。

(介護給付による加算が180日に限り算定されます。)

### ④糖尿病食・腎臓病食等、医師の指示に基づく食事形態が必要なご利用者に対して適切な食事を提供いたします。(療養食を提供している期間に限り介護給付による加算が算定されます。)

## 〈サービス利用料金(1日当たり)〉(契約書第6条参照)

ご利用者は、別紙の料金表によって、要介護度等に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全てをいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

## (2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条, 第6条参照)

以下のサービスは、費用を苑が負担いたします。但し、①、②、③、⑩のサービスに関しては、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

### ①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食

費の金額(1日当たり)の負担となります。

②居住に要する費用(高熱水費及び室料(建設設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、2人室利用者の方には高熱水費相当額、個室利用の方には高熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当たり)の負担となります。

※外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合は、第1～3段階の方は、介護給付サービスにおける入院・外泊時加算が適用されている期間に関しては負担限度額認定の適用が受けられますが、それ以外に関しては、別途料金が発生します。

③特別な食事

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。(但し、ご希望の内容によっては提供できないものもございます。)

④理容

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。

利用料金:1回 2,500円

※尚、職員による調髪・顔剃・洗髪は、料金をいたしません。

⑤貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

○管理する金銭の形態:郵便局、稚内信金、東宗谷農協、猿払村漁組に預け入れている預金

○お預かりするもの:上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、現金、有価証券、年金証書等

○保管管理者:施設長

○出納方法:手続きの概要は以下の通りです。

・現金・預金の預け入れおよび引き出しが必要な場合、所定の用紙を保管管理者に提出していただきます。

・保管管理者は上記の内容に従い、現金・預金の預け入れ引き出しを行います。

・現金の受け渡しの際には、職員が2名以上立ち会い、金銭の授受を行い、ご契約者にも確認印をいただきます。

・保管管理者は出入金記録を作成し、その写しをご契約者に交付します。

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

## 1) 主なレクリエーション行事予定

	行事の名称	内 容
7月	野外昼食会	好天日に苑庭で食事会をします。
8月	夏祭り	地域住民の方々と模擬店などにより夏祭りの感覚を味わっていただきます。
9月	敬老会	通所・短期入所利用者と共に長寿を祝い、食事会を行います。

## 2) クラブ活動

カラオケ(月1, 2回)

### ⑦ 複写物の交付

ご利用者及び代理人は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。又複写物を請求することもできます。

### ⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくものはありません。おむつ代も介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### ⑨ ご利用者の移送にかかる費用

ご利用者の通院や入院および外泊時の移送サービスを行います。

### ⑩ 契約書第21条に定める所定の料金

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金は、別紙料金表の1日当たりの金額を全額負担していただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。



### (3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法(原則としてはアの方法によりますが、ご契約者の御都合によってはイ及びウの方法)でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし  
ご利用できる金融機関: 郵便局、稚内信金(注)、東宗谷農協、猿払村漁組  
(注) 稚内信金は鬼志別支店に口座が必要です。
- イ. 下記指定口座への振り込み  
稚内信金 鬼志別支店 普通預金 0960920  
(口座名) 社会福祉法人猿払福社会 施設会計  
理事長 木村 幸栄
- ウ. 窓口での現金支払い

### (4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者及びご家族等の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を証するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

#### 協力医療機関

医療機関の名称	猿払村国民健康保険病院
所在地	宗谷郡猿払村鬼志別北町28番地
診療科	内科

☆上記の医療機関で行っていない診療科については、近隣市町村の医療機関を利用いたします。尚、歯科に関しては村内に猿払村歯科診療所(協力医療機関としての取り決めは致しておりません)があります。

## 6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了とし、ご利用者に退所していただくこととなります。(契約書第15条参照)

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合（平成27年4月1日以降に入所された方は要介護1・2と判定され特例入所条件を満たさない場合）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により苑を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1)ご利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除) (契約書第16、17条参照)

契約の有効期間であっても、利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合は、即時に解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者及び家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが10ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた勧告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して90日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ご利用者が病院等に入院した場合の対応(契約書第20条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

① 検査入院等、8日以内の短期入院の場合

8日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、入院・退院した当日を除いた(入退院した当日は通常の料金をご負担いただきます。)期間は介護報酬の告示上の利用料金をご負担いただきます。

1日当たり 320円

② 9日以上3ヶ月以内の入院の場合

9日以上入院された場合も、3ヶ月以内に退院された場合は①と同様に退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、入院した翌日から6日間(月をまたぐ場合12日:例参照)は、介護報酬の告示上の利用料金をご負担いただきます。(入退院された当日は通常の料金をご負担いただきます。)

又、同様に居住費相当額も別紙料金表に定めた通りの金額をご負担いただきます。

1日当たり 246円

(例)7月25日に入院した場合

7月25日……………(通常の料金)

7月26日～8月6日……………(246円+居住費※1)

8月7日～退院日前日……………(居住費※2)

退院日……………(通常料金)

※1 介護保険負担限度額認定証に記載された居住費

※2 別紙料金表に定める通常(第4段階以上)の居住費

尚、ご利用者又はご契約者の同意を得た上で、入院期間中の部屋を他の利用者が、短期入所生活介護として利用する場合(短期入所生活介護の入院枠利用)は、この限りではありません。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

### (3)円滑な退所のための援助(契約書第19条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 身元引受人

契約締結にあたり、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者が引き取れない場合に備えて、「身元引受人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)

当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただきます。

## 8. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額150万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 9. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	②なし		

## 10. 苦情の受付について(契約書第25条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 伊藤 心継

○受付時間

毎週月曜日から金曜日(祝祭日除く)9:00~18:00

### (2) 行政機関

○猿払村保健福祉課

01635-2-2040

### (3) その他

○北海道国民健康保険団体連合会 011-231-5161(代表)

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームさるふつやすらぎ苑

(説明者) 職種 生活相談員 氏名 伊藤 心継 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)  
住所 氏名 印

(署名代理人)  
住所 氏名 印

## 〈重要事項説明書付属文書〉

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 陸屋根平屋建

(2) 建物の延べ床面積 1, 776, 2m<sup>2</sup>

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【短期入所生活介護事業】平成12年2月23日指定

【通所介護事業】 平成12年2月23日指定

【訪問介護事業】 平成12年2月23日指定

【居宅介護支援事業】 平成11年8月16日指定

### 2. 職員の配置状況

介護職員……ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための  
相談助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員……ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行  
います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員……主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、  
日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員……ご利用者の機能訓練を担当します。

1名配置しています(他職種と兼務)。

介護支援専門員……ご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成  
します。

1名配置しています(他職種と兼務)。

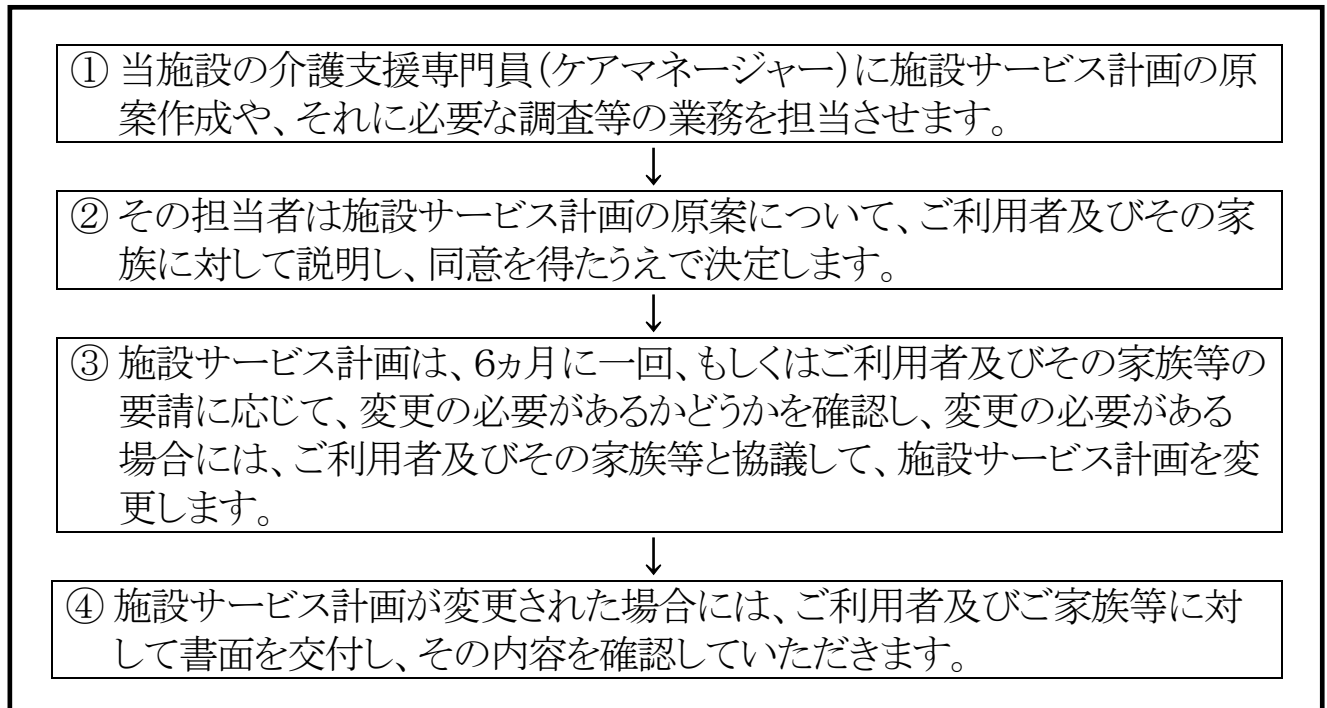
医師……ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています(非常勤)。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画」に定めます。

「施設サービス計画」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)



### 4. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命・身体・財物の安全確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者



に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入所にあたり以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

・衣類、生活用品等施設内の生活で不可欠なもの。

### (2) 面会

原則として面会時間は以下の通りとなっております。

午前8:00～午後8:00

### (3) 外出・外泊(契約書第23条参照)

外出・外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については最長7日間とさせていただきます。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

### (5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条、第11条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に修復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、御本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

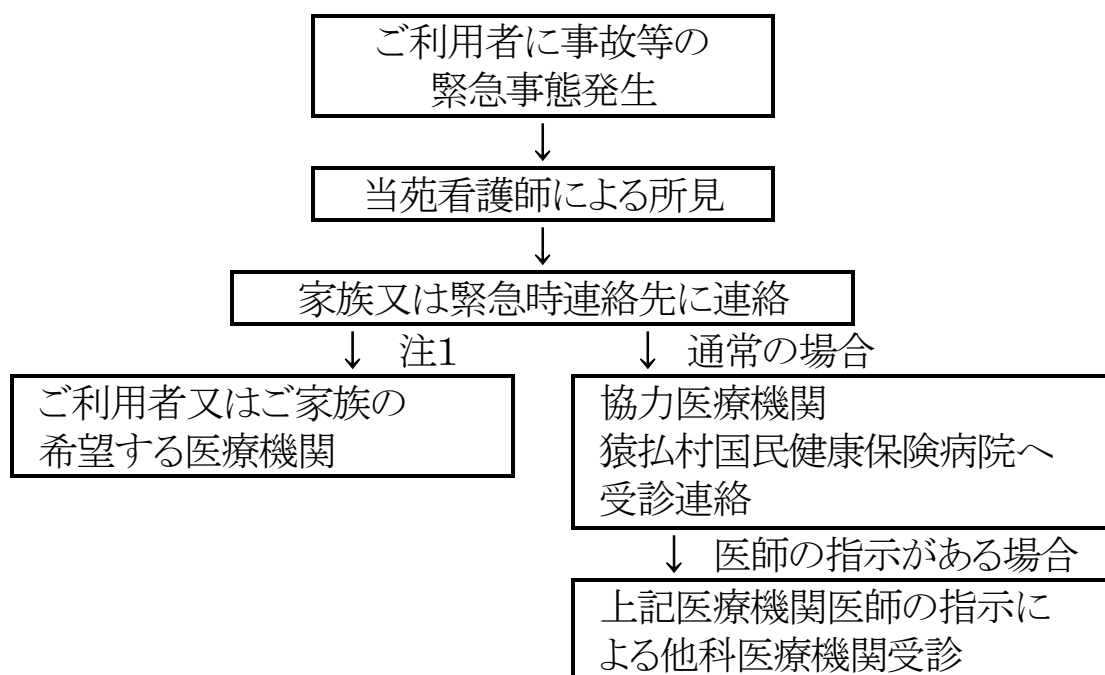
## 6. 損害賠償について(契約書第12条、第13条参照)

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. 事故又は緊急時における対応

ご利用者へのサービス提供時において、不測の事故を未然に防ぐべく細心の注意を払いますが、転倒や病状の急変が生じた場合、その他医療機関の受診が必要な場合には、次のような流れで対応させていただきます。



ご利用者又はご家族へ以下の事項をご連絡さし上げます。

- 事故又は緊急事態発生の経緯
- ご利用者の心身状況の説明
- 受診機関名
- 医療機関から再度連絡が必要な場合、ご契約者又はご家族の連絡先の確認

注1: 当初の受診において当苑の協力医療機関以外の医療機関受診を希望された際は、ご家族等の対応となります。ご利用者の急激な体調変化等や事業者の実施したサービスを原因としない事由の場合は、ご希望に添えない場合があります。

※受診時は、当苑職員が付き添いますが、医師からの指示内容によっては、ご家族の付き添いが必要となる場合があります。

# 料 金 表

## 1. 介護給付サービスによる料金

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から自己負担額をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。) ※料金明細書参照

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護度の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

## 2. その他介護給付加算対象サービス

加算	自己負担額(日額)
初期加算	30円
外泊時加算	246円
準ユニットケア加算	5円
日常生活継続支援加算 I ※	36円
サービス提供体制強化加算 I ※	22円
看護体制加算 I	4円
看護体制加算 II	8円
栄養マネジメント強化加算	11円
協力医療機関連携加算	100円/月
口腔衛生管理加算	110円/月
生産性向上推進体制加算	10円/月
科学的介護推進体制加算	50円/月
介護職員等処遇改善加算 I	14.0%

※1割負担の場合

※日常生活継続支援加算 I の算定要件を満たさなくなった場合はサービス提供体制強化加算 I を算定します。

## 3. その他介護保険の給付対象とならないサービス

### ①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

	月額 31日換算	通常 第4段階以上 日額	介護保険負担限度額認定証の記載額			
			第1段階 日額	第2段階 日額	第3段階① 日額	第3段階② 日額
食事提供に 要する費用	44,795円	1,445円	300円	390円	650円	1,360円

※重要事項説明書の定め通り、個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は全額実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

※上記、第1～第3段階に該当する方に関しましては、通常料金から、それぞれの食事提供に要する費用の差額が、「特定入所介護サービス費」として介護保険から支払われます

### ②居住(滞在に要する費用(高熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費)))

居住に要する費用	月額 31日換算	通常 第4段階以上 日額	介護保険負担限度額認定証の記載額			
			第1段階 日額	第2段階 日額	第3段階① 日額	第3段階② 日額
2人部屋	28,365円	915円	0円	430円	430円	430円
個室(従来型)	38,161円	1,231円	380円	480円	880円	880円

※上記、第1～第3段階に該当する方に関しましては、通常料金から、それぞれの居住に要する費用の差額が、「特定入所介護サービス費」として支払われます。

# 料金明細書(自己負担日額)

## ①基本報酬

R6.8～

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
694円	762円	835円	903円	968円

※ 1割負担の場合

## ②加算

看護体制加算 I	4円
看護体制加算 II	8円
準ユニットケア加算	5円
日常生活継続支援加算 I ※	36円
サービス提供体制強化加算 I ※	22円
栄養マネジメント強化加算	11円
協力医療機関連携加算	100円/月
口腔衛生管理加算	110円/月
生産性向上推進体制加算 II	10円/月
科学的介護推進体制加算	50円/月
初期加算	30円 (該当者のみ)
外泊時加算	246円 (該当者のみ)

## ③加算(処遇改善)

介護職員等処遇改善加算 I	$(①+②) \times 14.0\%$
---------------	-----------------------

※ 1割負担の料金となります。

※ 日常生活継続支援加算 I の算定要件を満たさなくなった場合はサービス提供体制強化加算 I を算定します。

## ④食費

保険料段階1段階	300円
保険料段階2段階	390円
保険料段階3段階①	650円
保険料段階3段階②	1,360円
保険料段階4段階以上	1,445円

## ⑤居住費

### 個室

保険料段階1段階	380円
保険料段階2段階	480円
保険料段階3段階①	880円
保険料段階3段階②	880円
保険料段階4段階以上	1,231円

### 多床室(2人部屋)

保険料段階1段階	0円
保険料段階2段階	430円
保険料段階3段階①	430円
保険料段階3段階②	430円
保険料段階4段階以上	915円